

令和3年1月15日

保護者様

京都市立西総合支援学校
校長 富家直樹

緊急事態宣言再発令を受けて

日ごろより本校教育にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新聞等報道にもありますように、京都府に『緊急事態宣言』が再発令されました。期間は1月14日から2月7日です。それを受け、京都市新型コロナウイルス感染症対策本部長（京都市長）より市民に向けて、昨日配布しました「京都市立学校・幼稚園の保護者の皆様、児童生徒の皆さんへ～大切な人を守るために、注意いただきたいこと～」の通り、注意喚起がなされていますのでご確認ください。

本校におきましては、文部科学省および京都市教育委員会の指示を受け、改めて登校時の検温や手洗い・うがい・マスク着用の指導、換気、消毒、3密を避けた活動等、感染防止の徹底に努めながら教育活動を継続いたします。

また本校では、下記の事項はすでに取り組んでいますが、今後も引き続き、学習や部活動において感染リスクの高い活動は避け、できるだけ接触者の限定を図りつつ教育活動を進めてまいります。

- ・自主・自力通学生徒は時差登校を行う
- ・教室（特別教室）等の人数の上限を決めて活動する
- ・公共交通機関利用や飲食を伴う校外学習、買い物学習は実施しない
(近隣の徒歩による校外学習は実施可能)
- ・調理実習は実施しない
- ・給食の配膳・後片付け等は指導者にて行う
- ・交流および共同学習（居住地校交流・学校間交流）は実施しない
(作品交流等の間接交流は実施可能)

なお、日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等があるため出席を控える児童生徒、また、登校への不安等各ご家庭の意向により欠席する児童生徒につきましては、これまで同様に、欠席ではなく「出席停止・忌引き等」といたします。その場合、濃厚接触者指定により自宅待機となった児童生徒も含め、タブレット端末をはじめＩＣＴを活用した学習活動・支援についても検討・実施していくきますので管理職にご相談ください。

なお、2月1日（月）～19日（金）に予定しています個別懇談会については、保護者の皆様にお伝えしている日時で、感染対策を徹底した上で実施いたします。

ご家庭におかれましては、引き続き、子どもたち、ご家族の健康管理と感染防止に徹底して取り組んでいただき、子どもたちが安心・安全に学習を継続することができますようご協力を願いいたします。

以下のいずれかの症状がある場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校へお知らせください（電話332-4275）。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

※ 同居されているご家族に上記のような症状がある場合も、お子様に自宅休養のご協力を願いする場合があります。

上記以外でも、ご家庭において次のような状況が起こった場合は、登校を控え速やかに学校へ連絡してください（電話332-4275）。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合も、登校を控えていただきますよう、ご協力を願いします。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた